

ビジネス 林業展開支援事業 支援対象事業体募集要領

静岡県森林組合連合会（事務局）

1. 目的

ビジネス林業展開支援事業は、県産材の安定供給体制を整備するため、意欲ある林業事業体の生産性の向上と、建設会社などの新規参入を促進することを目的とします。ビジネス林業展開支援事業支援対象事業体募集要領においては、ビジネス林業展開支援事業での支援を希望する事業体の資格等を定めるものです。

2. 支援対象事業体

次（１）（２）に掲げる者が作成した「経営革新計画」について、意欲を持ってビジネス林業に取り組むことが認められる者として、支援対象者数は、生産性向上コース 6 事業体、新規参入促進コース 2 事業体とします。

1 事業体とは、経営に関与する者のほか、事業体に所属する木材生産チーム（３人以上）とします。

なお、応募するコースに係らず木材生産チーム全員がチェーンソーの資格を取得しており、そのうち１名以上が車両系建設機械の運転資格を有することを条件とします。

(1) 生産性向上コース

生産性の向上に意欲ある事業体及び林業経営を行っており今後、事業体の起業を検討している者でビジネス林業を実践しようとする者、又は、これらのものが組織したグループ

(2) 新規参入促進コース

建設会社などの異業種で、ある程度の能力を持つ事業体

『ビジネス林業』とは、需要に応じた計画的生産、山元還元を増やす生産性の向上、需要者への直送販売を実行する林業と定義する。

3. 申し込みに必要な事項

(1) 経営革新計画の作成

支援希望事業体は、「経営革新計画」（別紙１）を作成し、支援申請書（別紙２）とともに提出し、審査を受けることとします。様式の電子データをご希望の場合は、事務局までご連絡ください

(2) 研修参加費

1 事業体当たり 10 万円の参加費を徴収。

4. 支援対象事業体の決定・通知

支援対象事業体は提出書類の審査を行ったうえで決定いたします。結果は 9 月中旬までに通知いたします。

支援対象事業体には個別実地支援計画書を作成して頂きます。（様式は支援対象事業体決定後に配布）

5. 募集期間

支援対象事業体の募集期間は平成 23 年 8 月 22 日（月）から平成 23 年 9 月 2 日（金）まで（9 月 2 日（金）必着）。とします。この期間に 経営革新計画、支援申請書を下記事務局まで提出して下さい。

【事務局・お問い合わせ】

〒421-1121

藤枝市岡部町岡部 2047-2

静岡県森林組合連合会 静岡営業所 担当：勝亦・田代

TEL：(054) 648-0045 FAX：(054) 667-3467